

◎新潟県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年6月18日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事	新潟市江南区直り山917番地	小林 進
〃	〃 東区東中島3丁目7番19号	齋藤 博文
退任年月日	令和元年5月31日	